

■届出の対象となる行為と手続き

届出の対象となる行為は、下記に当てはまる行為です。これらに該当する場合は、届出が必要です。

対象地域	建築物	工作物	開発行為	屋外における土石、 廃棄物、再生資源、 その他の物件の堆積等
<ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10mを超えるもの 延床面積1,000㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築及び移転であって建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要なもののうち 擁壁等 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域面積が2,000㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超え、かつ、堆積等の期間が60日を超えるもの
<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10mを超えるもの 延床面積1,000㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2mを超え、かつ、延長20mを超えるもの 煙突等 		
<ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ15mを超えるもの 延床面積1,500㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ6mを超えるもの 高架水槽、物見塔等 高さ8mを超えるもの RC柱、鉄柱、木柱等 高さ15mを超えるもの 装飾塔等 		
<ul style="list-style-type: none"> 準住居地域であり、かつ次の道路に面している地域 神奈川県道40号（横浜厚木） 神奈川県道45号（丸子中山茅ヶ崎） 都市計画道路寺尾上土棚線 都市計画道路早川本蓼川線 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10mを超えるもの 延床面積1,500㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ4mを超えるもの 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等 		

事前協議

協議済書の交付

景観法第16条に基づく届出*1
届出対象行為の内、建築物・工作物における全ての行為が法第17条による特定届出対象行為*2となります。

(必要に応じて)
●助言
●指導

審査

適合の場合は
適合通知書の交付

適合しない場合
許可等に係る申請を行う日の30日前まで

景観審議会
(市長)
●勧告
●変更命令

行為の着手

完了届の提出

行為着手の
30日前まで

*1 景観法第16条に基づく届出
建築物や工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更、開発行為及び景観条例で定める行為を行う場合は、あらかじめ行為の種類や場所等定められた項目について届け出なければなりません。また、届出の内容が景観計画に定めた当該行為についての制限に適合しない場合、市は設計の変更を勧告することができます。

*2 景観法第17条による特定届出対象行為
景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

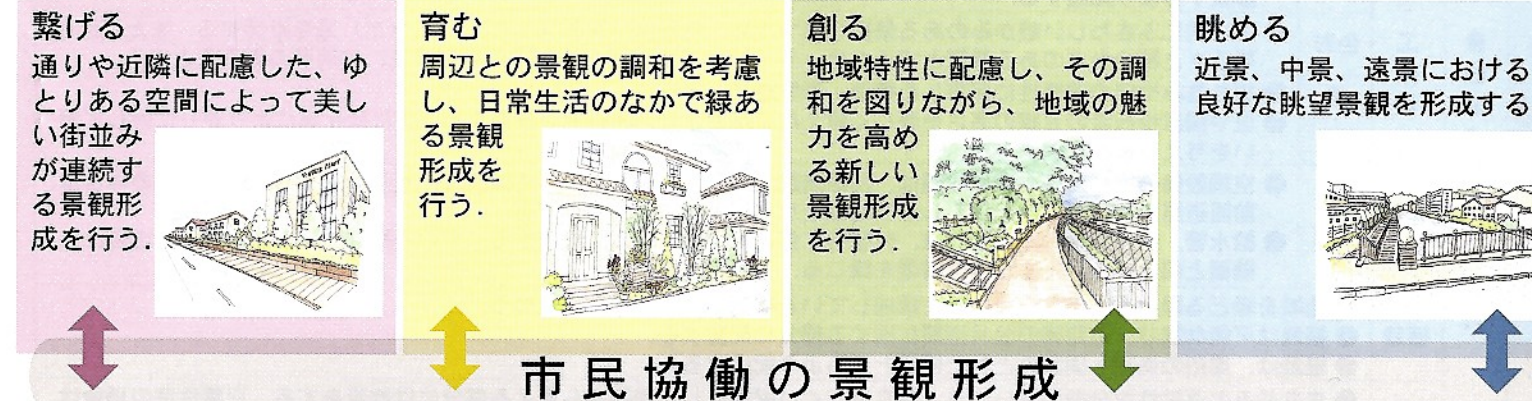
綾瀬市都市政策課まちづくり担当

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550
電話 0467-77-1111 (代表)
FAX 0467-70-5701
E-mail: su1510@city.ayase.kanagawa.jp

都市の輝きと 水と緑が織りなす 自然が調和する 「田園都市あやせ」の創造

綾瀬市は、市全域が景観法に基づく景観計画区域です。したがって市内で建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、景観計画に定められた景観形成方針・基準を遵守することが必要です。また一定規模以上の建築行為等は、景観法に基づく届出が必要になります。この届出内容が景観形成方針や基準に適合していない場合は、勧告、変更命令（形態意匠に限る）、氏名公表の対象となります。

■景観形成の方針と基準



土地利用

- 起伏に富んだ地形を活かし、既存の樹木等をできるだけ活かした土地利用とします。
- 樹林地と農地、河川等昔ながらの里山の形態をできるだけ活かします。
- 現在の眺望景観を損なわない土地利用を推進します。
- 防災に配慮した土地利用を推奨します。

建築物等

- 豊かな田園風景や河川景観を損なわない建築物等の景観形成を行います。
- 新市街地、あるいは現在の中心市街地においては賑わい形成を阻害しない形で建物の敷地後退や境界の設け等に配慮した建築物等の景観形成を行います。

緑化

- できるだけ既存の樹木を活かし、綾瀬市の土地柄に相応しい樹木の導入に努めます。
- 特に公共空間（道路や河川等）からの見え方に考慮し、植栽の位置や高木、中木、低木の組み合わせに配慮します。

色彩

- 建物壁面は景観に大きな影響を与えることから周辺との調和を目指し、特に自然田園の景の周辺地域においては美しい景観に相応しい、彩度や明度を抑えた色彩とし、高質感のある景観形成に努めます。

景観管理

- 賑わいを形成する地区においては、沿道や河川沿いの施設の活動が公共施設と一体的に展開されるための景観形成に努め、例えばオープンテラスやひさし等のルールを定め、広告物やのぼり旗等が不法に歩道を占有することがないように努めます。

外構部

- 壁面後退をした部分について、賑わいを創出するオープンテラスや植栽によって活用し、エリアの景観形成に資する整備に努めます。
- 住宅地においては植栽を施すなど潤いのある景観形成に努めます。

広告物やサイン等

- 屋外広告物は魅力ある洗練されたデザインとし、高質感のある景観形成に努めます。

照明・夜景

- 自然田園景観に調和する景観形成を実現するためにも、装飾された照明が出現しないよう落ち着いた夜間景観の誘導を図ります。
- 商業施設が立地する地区においては、落ち着いたなかにも華やかさのある照明と夜間景観を創出するよう努めます。
- 住宅地においては、生活の灯りが溢れ出る自然な景観創出に努めます。

■骨格となる景観

重点地区を選定する際、以下のような地区であることが望まれます。

- 1) 緑地や農地、河川等の自然田園景観を有する地域
 - 2) 都市の拠点であり、市の象徴となる景観を有する地域
 - 3) 歴史や市を代表する文化的な景観を有する地域
 - 4) 道路や河川等、市の重要な骨格をなす地域
 - 5) 公共事業が実施され、又は予定されている地区で、当該公共事業の実施が良好な都市景観の形成を図るうえで、先導的役割を担うもの又は実効性が高いものとして認められる地域
- (候補) ・目久尻川グリーンベルト ・比留川グリーンベルト ・綾瀬シンボルロード（都市計画道路寺尾上土棚線）

市民と共に創る綾瀬市の景観 景観計画区域全域の景観形成方針・景観形成基準

- 目標1 樹林地、斜面緑地や農地、里山といった豊かな緑や河川が地域を繋げる景観形成を目指します。
- 目標2 地域の成り立ちや時代を越えて継承される人々の営みが育む景観形成を目指します。
- 目標3 新たな都市の活力と輝きを創造する景観形成を目指します。
- 目標4 丹沢大山、富士山といった山並みや農地の広がりなど、眺めを大切に景観形成を目指します。
- 目標5 市民が景観への意識を高め、市民主体の景観づくり、地域の景観管理・育成を目指します。